

公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター定款

[平成23年4月1日 制定]

[平成25年3月22日 改正]

[平成26年3月7日 改正]

[平成26年6月1日 改正]

[平成28年4月1日 改正]

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 目的及び事業（第3条・第4条）

第3章 資産及び会計（第5条―第9条）

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員（第10条―第13条）

第2節 評議員会（第14条―第21条）

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等（第22条―第30条）

第2節 理事会（第31条―第37条）

第6章 定款の変更及び解散等（第38条―第41条）

第7章 事務局（第42条）

第8章 賛助会（第43条）

第9章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告の方法（第44条―第46条）

第10章 補則（第47条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センターという。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を佐賀県佐賀市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を援助すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第14条第2項の講習を行うこと。
- (8) 暴力団対策法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とするものをいう。）の業務を援助すること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対し、第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
 - (11) 暴力団に関する調査研究活動事業を行うこと。
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、佐賀県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益認定時の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産とすることを決議した財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数等)

第10条 この法人に、評議員7人以上13人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員会長とする。

3 評議員会長は、評議員会において選定又は解職を決定する。

(選任等)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定める者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事又は監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれら附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として、年1回毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会長の職務)

第18条 評議員会長は、評議員会において議長を行う。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人が、これに署名押印しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長、副理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、暴力団対策法第32条の3第1項第2号の暴力追放相談委員の資格を有する理事のうちから選定するものとする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号。以下「認定法施行令」という。）第4条に規定する理事と特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして認定法施行令第5条に規定する者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行するとともに、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で、2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には報酬等を支給することができる。

る。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(名誉会長及び名誉副会長)

第29条 この法人に、名誉会長1人及び名誉副会長3人を置く。

- 2 名誉会長は、佐賀県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 名誉副会長は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 佐賀県市長会会長
 - (2) 佐賀県町村会会長
 - (3) 佐賀県警察本部長
- 4 名誉会長及び名誉副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて理事会において意見を述べることができる。
- 5 名誉会長及び名誉副会長は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を経て理事長が行う。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて理事会において意見を述べるすることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長又は副理事長が招集する。

- 2 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長、副理事長、専務理事及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第6章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第

11条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の遂行の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 賛助会

(賛助会員)

第43条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人その他の団体又は個人を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより賛助金を納入するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告の方法

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を

事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は指山弘養及び中野吉實とし、業務執行理事は池田清貴とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山崎敏夫	菅 俊裕	片岡光明	三原博幸	横山秀行
宮島省吾	宮崎敏則	森 孝輝	花島秋人	園田良秀
佐田富清範	本田茂樹	米倉正伸		

5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

指山弘養	中野吉實	中尾清一郎	中野哲太郎	岸本 剛
志津田憲	藤木智恵子	本山藤康	井田出海	泉 俊彦
三苫紀美子	牟田清敬	大坪潔晴	池田清貴	

6 この法人の最初の監事は山本孝之及び吉田常満とする。

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条に定める変更の認定を受けた日（平成25年3月22日）から施行する。

附 則

この定款は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。